

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第12号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号中「公用」を「用途」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。